

(5)

届出事項等の異動届

(国会議員関係政治団体)

令和 年 月 日

総務大臣様
静岡県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項に異動があったので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容				異動年月日
	新		旧		
国会議員関係団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		令和 ・ ・
代表者である公職の候補者に係る公職の種類	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	令和 ・ ・
公職の候補者の氏名	(ふりがな)				令和 ・ ・
公職の候補者に係る公職の種類	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	<input type="checkbox"/> 衆議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 衆議院小選挙区選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院比例代表選出議員 <input type="checkbox"/> 参議院選挙区選出議員	<input type="checkbox"/> 現 職 <input type="checkbox"/> 候補者等	令和 ・ ・

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつて当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7項第1号に係る国会議員関係団体にあつてはその「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の「公職の候補者の氏名」及び当該「公職の候補者に係る公職の種類」を、それぞれ該当する欄に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。